

JCB貸切

JCB会員
30名様
限定

宝塚歌劇宙組公演鑑賞と The Okura Tokyo「オーキッド」



ミュージカル・ノワール

『PAGAD(パガド)』～世紀の奇術師カリオストロ～

原作／小説「Joseph Balsamo」アレクサンドル・デュマ・ペール著
／映画「BLACK MAGIC」グレゴリー・ラトフ監督

脚本・演出／田渕 大輔

“パガド”とは、タロットカードの一枚目、“奇術師”的カード。

18世紀の南仏。ロマの青年ジョゼフは、人の未来を予見する“不思議な力”を持つ母を魔女として処刑した、ド・モンターニュ子爵に復讐するため、母親譲りの“力”を使い、ある大勝負に打って出る。彼の持つ“力”とは、当時ワインのドクトル・メスマーが提唱していた“催眠療法”。

ジョゼフは自身を“カリオストロ伯爵”と名乗り、難病に苦しむ貴族らを治癒しながら欧洲を行脚、各地で名声を轟かせる。そして再び訪れた南仏で、彼はある子爵から秘密裏に往診を請われることに。その子爵こそ、彼の宿敵であるド・モンターニュ。そして引き合わされた患者は、マリー・アントワネットに生き写しの美しい令嬢だった…

アレクサンドル・デュマ・ペール作のピカレスク小説をベースとした映画を元に、稀代の奇術師と名高いカリオストロ伯爵の愛と復讐を描く、ドラマティックなミュージカル作品。

ショー・スピリット

『Sky Fantasy!』

作・演出／中村 一徳

様々な表情を持つ“天空”、“空”をテーマに、芹香斗亜と春乃さくらの新トップコンビを中心とした新たなる宙組の幕開けを飾るショー『Sky Fantasy!』。

夢や希望を胸に、未来へ向かって大空高く羽ばたく新生宙組の姿を、エネルギッシュな歌とダイナミックなダンスで綴るダンシング・ショーをお届け致します。

出演：芹香斗亜、春乃さくらほか

旅行代金

おひとり様
(税込)

The Okura Tokyo「オーキッド」の昼食付

SS席
プラン

38,000円

1階席前から7列目以内を保証
サイン色紙付

座席位置はお選びいただけません。

出発日

2023年12月3日(日)

行程

9:40 東京駅出発(丸の内南口) → 東京宝塚劇場

JCB貸切 宝塚歌劇宙組公演鑑賞(11:00開演) → 14:30
頃 The Okura Tokyo「オーキッド」(伝統のローストビーフ
をメインとした洋食コース) → 16:30 東京駅着・解散

The Okura Tokyo「オーキッド」

モダンなダイニングレストランで優雅な時間をお楽しみください。
お食事は皆さんに長く愛されてきた伝統のメニューの1つでもあるローストビーフをメイ
インとしたコース料理をお召し上がりいただきます。※食事内容は季節・仕入状況等により異なります。

発着地	出発	終了予定
東京駅 丸の内南口	9:40	16:30

■集合・解散地:東京駅 ■利用バス会社:はとバス ■食事条件:昼1回

■最少催行人員:30名様 ■添乗員:同行いたしませんが、バスガイドがご案内します。

※チケット単体のお申し込みは承っていません。※3歳以下の子さまはご参加頂けません。
※上演時間は、幕間休憩を含めて約3時間です。※ツアーの途中合流・離団はできません。

募集型企画旅行「旅行条件書」

1、募集型企画旅行契約
この旅行は、(株)はとバス(以下「当社」といいます)が企画し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。また、旅行契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほかに旅行条件書、及び当社旅行業規約募集企画旅行契約の部(以下「当社規約」といいます)によります。

(株)はとバス(東京都知事登録旅行業第2-2379号) 東京都大田区平和島5-4-1
2、旅行のお申込み及び契約の成立
(1) 当社はお申込み(以下「当社ら」といいます)にて所定の申込書(以下単に「申込書」といいます)に所定の事項を記入のうえ、お一人につき、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれの一部として取り扱います。
(2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが契約の承諾の旨を通知した日の翌日から清算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みがなかったものとして取り扱いがあります。
(3) 募集型企画旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し次項の申込金を受領したときに成立するものとします。

通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知をする場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

●宿泊付旅行

旅行代金	お申込金
30,000円未満	6,000円
60,000円未満	12,000円
100,000円未満	20,000円
150,000円未満	30,000円
150,000円以上	30,000円以上
旅行代金の20%	

3、お申込み条件
(1) 15才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2) 計画的・目的・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3) 特別の配慮を必要とする方の、その旨を旅行のお申込時に提出下さい。当社は可能な範囲内にて対応します。この場合、当社が指摘した特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

(4) お客様が契約内容に誤解・誤認その他の理由により、医師の診断又はアドバイスを必要とする状況になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施はかかるに必要な措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客様のご負担になります。

(5) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6) その他の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

4、旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのばって14日前までにお支払いためます。旅行開始日の前日から起算してさかのばって13日前にあたる日以前にお申込みの場合には、旅行開始日の当社が指定する日までにお支払いただきます。

5、旅行代金について

(1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、旅行開始日当日至基準に満12才以上の方はおとバス、満6歳以上12才未満の方はおと子代金を適用します。しかし、満3歳以上10才未満の場合は、運送機関の座席確保及び食事、宿泊施設の運営等必要な場合はおと代金を適用します。

(2) 旅行代金には、以下のものが含まれています。(いずれも旅行日程に明示したもの)
①運送機関の運賃・料金 ②宿泊代金 ③食事代金 ④朝食に係る代金 ⑤団体行動中の心配 ⑥添乗員経費 ⑦その他旅行代金に含まれる旨表示したもの
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されても原則として払い戻しはいたしません。

6、旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の顧慮し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ連絡や当該事由が開示し得ないものである理由及び当該事由の因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止め不得ないときは、変更後に説明します。

7、旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのばって15日前にあたる日より前にお客様に通知します。

8、お客様との交渉

★確定情報を記載する最終旅行行程表につきましては、当社より特に連絡のない場合は、パンフレット記載内容をもって替えさせていただきます。

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読み下さい。

お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この際、当社所定の手数料をいただく場合があります。

9、取消料

(1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いくださいます。(契約解除のお申し出しは、お申し込みいただいた販売店の営業時間内にお受けします)また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客さまからは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

取消・変更料 取消・変更料

旅行開始日の前日から起算してさかのばって	宿泊付旅行	日帰り旅行他
①21日目に当たる日以前の解除	無料	無料
②20日目に当たる日以前の解除③～⑧を除く)	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
③10日目に当たる日以前の解除④～⑧を除く)	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
④7日目に当たる日以前の解除⑤～⑧を除く)	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%
⑤旅行開始前の前日の解除	旅行代金の 40%	旅行代金の 40%
⑥旅行開始前の解除	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
⑦無連絡不参加	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%
⑧旅行開始後の解除	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%

(2) お客様がご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。

10、当社による旅行契約の解除

(1) お客様が第4回目以降に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除する場合があります。このときは、第9項に規定する取消料と同額の料金をお支払いいただきます。

(2) その項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないときが明らかになつたとき。

b. お客様が病気、必要な助助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないといめられたとき。

c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

d. お客様が契約内容に關する合理的な範囲を超える負担を始めたとき。

e. お客様の人がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前から起算してさかのばって13日前にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止の通知をいたします。

f. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の原因で旅行が実現しない場合に生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある極めて大きいとき。

11、添乗員

(1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。

(2) 添乗員のうなぎサービス内容は、旅行を安全に円滑に実施するために必要な業務といたします。よって旅行中は添乗員の指示に従って頂きます。

(3) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

(4) 個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きをお客様ご自身で行っていただきます。

12、当社の責任及び免責事項

(1) 当社は運送機関の場合にあって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任に任します。ただし、賠償責任の翌日から起算して14日前にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止の通知をいたします。

(2) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日前にあたる日より前に、旅行者に限り、旅行者1名につき1万円迄の限度として賠償します。

(3) お客様がパンフレットに示すように、損害を受けられた場合は、当社は(1)の責任を負いません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行行程の変更もしくは旅行の中止

②運送、宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

③官公署の命令、伝染病等の原因離隔又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

④自由行動中の事故、⑤食中毒、⑥盗難

⑦運送機関の遅延、不遜、スケジュール変更、進路変更などはこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在期間の短縮

13、特別補償

(1) 当社は第12項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業規約(募集型企画旅行契約の別紙特別補償規定)により、お客様が旅行参加中に急救かつ偶然な外来の事故により、そのままの不注意による荷物紛失・破損等の損害を受けた場合に、その損害を賠償するものとします。

当社が負うべき責任が生じた場合は、その損害を賠償するものとします。

14、その他の責任

(1) お客様の怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・

忘れ物收回に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様がご負担いただきます。

(2) お客様がご便宜をはかるため土産物店にご案内することがあります。お買い得物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしません。

(3) 土・日曜日、祝日やゴールデンウイーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。また、その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を要する事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

(4) 当社はいかなる場合も運行の再実施はいたしません。

17、旅行代金・費用の清算

この旅行条件は2023年8月1日を基準としています。また、旅行代金算出は2023年8月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

18、旅券の発行・旅行代金の清算

旅券の発行は、(株)はとバス(以下「当社」といいます)が行います。

旅券の発行料は、(株)はとバス(以下「当社」といいます)が負担します。

旅券の発行料は、(株)はとバス(以下「当社」といいます)が負担します。